

○07【チェックリスト番号⑦】資産に関する調書等（個人）

○直前3年の各事業年度における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 1 様式第6号により資産及び負債の額を記入すること。
- 2 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その1）とする。
- 3 事業開始前に給与所得者であった場合は、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなすこと。